

2総防管第3094号
令和3年2月5日

日本展示会協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、都内の感染者数は減少傾向に転じたものの、通常の医療が逼迫するなど、深刻な状況が継続しています。

こうした中、国において、1都3県を含む10都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長することが決定されました(資料1)。

このことを受け、都は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を延長しました(資料2)。

この内容は、都民の皆様に対しては、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛の要請、事業者の皆様に対しては、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間短縮の要請(営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで)、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限の厳格化(人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下)の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、ご協力をお願いするものです。

また、令和3年2月4日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡(資料3)において、イベントの開催制限、施設の使用制限等の留意事項について、国の方針が示されました。

「1. 催物の開催制限」、「2. 施設の使用制限等」については、東京都は、「特定都道府県」(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)に該当しますので、「(1) 特定都道府県」に記載の内容を適用します。「3. 飲食店等における営業時間短縮の要請等の協力の周知徹底」については、現在の都からの飲食店等に対する営業時間短縮の要請に応じていただくよう、また、営業時間短縮の実態把握等が行われた際には、ご協力いただくよう、会

員企業・団体等に周知願います。また、4. については、職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底をお願いいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年2月2日付け事務連絡

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について

※別紙については、内閣官房ホームページをご参照ください。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210202.pdf

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210202.pdf

資料2・・・令和3年2月2日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

資料3・・・令和3年2月4日付け事務連絡

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について